

決裁・供覧・報告

件名	【決裁】 「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について(引用法令照会)		文 書 番 号		
			平成 年 第 号		
伺い文	標記の件について、各府省庁法令担当官宛てに別紙1のとおり、省内各局部課法令担当官宛てに別紙2のとおり、それぞれ照会したい。				
起案	起案日	平成 27 年 10 月 15 日	受付日	平成 年 月 日	
	部署	大臣官房司法法制部 司法法制課司法制度第一係	決裁	決裁処理期限日	平成 年 月 日
			決裁日	平成 27 年 10 月 19 日	
	起案者	原田 佳	施行処理期限日	平成 年 月 日	
	連絡先(内線)		施行日	平成 年 月 日	
分類名称	大分類	司法制度	施行	施行先	
	中分類	所管法令の制定改廃		施行者	
	名称(小分類)	平成二十七年裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律		取扱上の注意	
	秘密区分	なし			
取扱区分	秘密期間終了日	平成 年 月 日	格付け	機密性格付け	機密性2
	指定事由			取扱制限	
		保存	行政文書保存期間	30年	
			保存期間満了日	平成57年度末	
決裁・供覧・報告欄	起案部局・課	司法法制部長 司法法制課長 参事官 (鈴木)			
		官 房 付 部 付 (中保、砂古)			
		補 佐 官 法務専門官 第一係長 第一係主任			
備考欄	(備考) 引用法令照会開始日:平成27年10月20日 照会締切日:平成27年10月27日				

事 務 連 絡
平成27年 月 日

各府省庁法令担当官 殿

法務省大臣官房司法法制部司法法制課

「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について
(照会)

標記について、貴府省庁(外局を含む。)所管の法律(未成立、未施行のものを含む。)のうち、下記の法律を引用しているものがありましたら、該当法律名及び該当条項等を本年 月 日()までにe-mailにて下記の連絡先宛てお知らせ願います。

なお、作業の効率化を図る観点から、当方にて検索した結果を別紙回答様式に記入しておりますので、御確認の上、担当部署・担当者・連絡先を記入していただくとともに、記載事項に訂正がある場合には、その旨も併せてお知らせ願います。また、検索結果に追加すべきものがありましたら、追加記入願います。

おって、該当する法律がない場合でも、その旨をe-mailにて下記の連絡先宛てお知らせ願います。

記

- 1 裁判官の報酬等に関する法律(昭和23年法律第75号)
- 2 検察官の俸給等に関する法律(昭和23年法律第76号)

《連絡先》

法務省大臣官房司法法制部

司法法制課司法制度第一係

担当 来間, 吉井, 原田

TEL [REDACTED] (直通)

FAX [REDACTED]

e-mail [REDACTED] (原田)

(別紙回答様式)

【局部課名】

引用されている法律	引用している法律					担当部署・担当者・連絡先 (TEL, FAX, e-mail)
	法 律	法律番号	改正法律番号	条 項		
				条	項 号	
裁判官の報酬等に関する法律	刑事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律	平成16年法律第121号		6	4	
裁判官の報酬等に関する法律	裁判官の育児休業に関する法律	平成3年法律第111号	平成11年法律第144号	附則	2	
裁判官の報酬等に関する法律	裁判官の育児休業に関する法律	平成3年法律第111号	平成11年法律第144号	附則	3	
裁判官の報酬等に関する法律	昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律	昭和28年法律第157号			1	3
裁判官の報酬等に関する法律	裁判所法	昭和22年法律第59号	平成22年法律第64号	附則	4	
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和25年法律第184号	附則	2	3
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和26年法律第306号	附則	3	3
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和33年法律第124号	附則 4	1	3
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和40年法律第82号	附則 2		3
裁判官の報酬等に関する法律	旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律	昭和31年法律第177号	昭和33年法律第124号	附則 4	1	3

引用されている法律	引用している法律					担当部署・担当者・連絡先 (TEL, FAX, e-mail)
	法 律	法律番号	条 項			
			改正法律番号	条	項 号	
検察官の俸給等に関する法律	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法	平成27年法律第33号	19	3		
検察官の俸給等に関する法律	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法	平成27年法律第33号	27			
検察官の俸給等に関する法律	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法	平成27年法律第34号	6	3		
検察官の俸給等に関する法律	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法	平成27年法律第34号	14			
検察官の俸給等に関する法律	判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律	平成16年法律第121号	6	4		
検察官の俸給等に関する法律	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	平成15年法律第40号	7	3		
検察官の俸給等に関する法律	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	平成15年法律第40号	13	3		
検察官の俸給等に関する法律	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	平成15年法律第40号	平成21年法律第41号	附則 7		
検察官の俸給等に関する法律	独立行政法人通則法	平成11年法律第103号	59	3		

引用されている法律	引用している法律					担当部署・担当者・連絡先 (TEL, FAX, e-mail)	
	法 律	法律番号	改正法律番号	条 項			
				条	項		号
検察官の俸給等に関する法律	国家公務員倫理法	平成11年法律第129号	2	2	4		
検察官の俸給等に関する法律	国家公務員倫理法	平成11年法律第129号	2	3	3		
検察官の俸給等に関する法律	国家公務員倫理法	平成11年法律第129号	2	4	2		
検察官の俸給等に関する法律	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律	昭和45年法律第117号	5	2			
検察官の俸給等に関する法律	昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律	昭和28年法律第157号		1	3		
検察官の俸給等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和26年法律第306号	附則 3	3		
検察官の俸給等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和33年法律第124号	附則 4 1	3		
検察官の俸給等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和40年法律第82号	附則 2	3		
検察官の俸給等に関する法律	旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律	昭和31年法律第177号	昭和33年法律第124号	附則 4 1	3		
検察官の俸給等に関する法律	一般職の職員の給与に関する法律	昭和25年法律第95号	平成18年法律第101号	附則 7	1		

事 務 連 絡
平成27年 月 日

各局部課法令担当官 殿

大臣官房司法法制部司法法制課

「裁判官の報酬等に関する法律」等を引用している法律について
(照会)

標記について、貴局部課所管の法律（未成立、未施行のものを含む。）のうち、下記の法律を引用しているものがありましたら、該当法律名及び該当条項等を本年 月 日（ ）までにe-mailにて下記の連絡先宛てお知らせ願います。

なお、作業の効率化を図る観点から、当方にて検索した結果を別紙回答様式に記入しておりますので、御確認の上、担当部署・担当者・連絡先を記入していただくとともに、記載事項に訂正がある場合には、その旨も併せてお知らせ願います。また、検索結果に追加すべきものがありましたら、追加記入願います。

おって、該当する法律がない場合でも、その旨をお知らせ願います。

記

- 1 裁判官の報酬等に関する法律（昭和23年法律第75号）
- 2 検察官の俸給等に関する法律（昭和23年法律第76号）

《連絡先》

大臣官房司法法制部

司法法制課司法制度第一係

担当 來間，吉井，原田

内線

FAX

e-mail (原田)

(別紙回答様式)

【局部課名】

引用されている法律	引用している法律					担当部署・担当者・連絡先 (TEL, FAX, e-mail)	
	法 律	法律番号	改正法律番号	条 項			
				条	項		号
裁判官の報酬等に関する法律	刑事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律	平成16年法律第121号		6	4		
裁判官の報酬等に関する法律	裁判官の育児休業に関する法律	平成3年法律第111号	平成11年法律第144号	附則	2		
裁判官の報酬等に関する法律	裁判官の育児休業に関する法律	平成3年法律第111号	平成11年法律第144号	附則	3		
裁判官の報酬等に関する法律	昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律	昭和28年法律第157号			1	3	
裁判官の報酬等に関する法律	裁判所法	昭和22年法律第59号	平成22年法律第64号	附則	4		
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和25年法律第184号	附則	2	3	
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和26年法律第306号	附則	3	3	
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和33年法律第124号	附則 4	1	3	
裁判官の報酬等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和40年法律第82号	附則 2		3	
裁判官の報酬等に関する法律	旧軍人等の遺族に対する恩給等の特別に関する法律	昭和31年法律第177号	昭和33年法律第124号	附則 4	1	3	

(別紙回答様式)

【局部課名】

引用されている法律				引用している法律			担当部署・担当者・連絡先 (TEL, FAX, e-mail)
引用されている法律	法 律	法律番号	改正法律番号	条 項			
				条	項	号	
検察官の俸給等に関する法律	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法	平成27年法律第33号		19	3		
検察官の俸給等に関する法律	平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法	平成27年法律第33号		27			
検察官の俸給等に関する法律	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法	平成27年法律第34号		6	3		
検察官の俸給等に関する法律	平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法	平成27年法律第34号		14			
検察官の俸給等に関する法律	判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律	平成16年法律第121号		6	4		
検察官の俸給等に関する法律	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	平成15年法律第40号		7	3		
検察官の俸給等に関する法律	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	平成15年法律第40号		13	3		
検察官の俸給等に関する法律	法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律	平成15年法律第40号	平成21年法律第41号	附則 7			
検察官の俸給等に関する法律	独立行政法人通則法	平成11年法律第103号		59	3		

引用されている法律	引用している法律					担当部署・担当者・連絡先 (TEL, FAX, e-mail)	
	法 律	法律番号	改正法律番号	条 項			
				条	項		号
検察官の俸給等に関する法律	国家公務員倫理法	平成11年法律第129号	2	2	4		
検察官の俸給等に関する法律	国家公務員倫理法	平成11年法律第129号	2	3	3		
検察官の俸給等に関する法律	国家公務員倫理法	平成11年法律第129号	2	4	2		
検察官の俸給等に関する法律	国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律	昭和45年法律第117号	5	2			
検察官の俸給等に関する法律	昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律	昭和28年法律第157号		1	3		
検察官の俸給等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和26年法律第306号	附則 3	3		
検察官の俸給等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和33年法律第124号	附則 4 1	3		
検察官の俸給等に関する法律	恩給法	大正12年法律第48号	昭和40年法律第82号	附則 2	3		
検察官の俸給等に関する法律	旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律	昭和31年法律第177号	昭和33年法律第124号	附則 4 1	3		
検察官の俸給等に関する法律	一般職の職員の給与に関する法律	昭和25年法律第95号	平成18年法律第101号	附則 7	1		

[用語] 一覧印刷

題名+発令

該当条 所在頁

検索用語 : 裁判官の報酬等に関する法律
法令区分 : すべて
法令構造 : すべて
公布年月日 : なし
施行区分 : すべて

※ 形式的には該当するものの影響がないことが明白な場合は除外している。

1〇国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年六月八日法律第二百号）	改正附則： 3項 附 則〔昭和三十九年七月二日法律第一三三号〕
2〇国家公務員退職手当法（昭和二十八年八月八日号外法律第八十二号）	改正附則： 9項 附 則〔昭和三十四年五月一五日法律第一六四号〕
3〇国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年八月二十五日政令第二百十五号）	別表：
4	別表：
5〇国家公務員退職手当法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十八年三月三日号外政令第三十号）	本則： 4条 1項
6〇恩給法（大正十二年四月十四日法律第四十八号）	改正附則： 2項 附 則〔昭和二五年五月一六日法律第一八四号〕
7	改正附則： 3項 附 則〔昭和二六年一二月一五日法律第三〇六号〕
8	改正附則： 4条 1項 附 則〔昭和三三年五月一日法律第一二四号〕
9	改正附則： 2条 1項 附 則〔昭和四〇年五月二五日法律第八二号〕
10〇昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和二十八年八月一日号外法律第五十七号）	本則： 1項
11〇旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年十二月二十日法律第七十七号）	改正附則： 4条 1項 附 則〔昭和三三年五月一日法律第一二四号抄〕

[用語] 一覧印刷

題名＋発令	該当条	所在頁
12○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年六月三十日号外政令第二百七号）	本則：	5条 3項
13○昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律施行令（昭和四十年九月三十日政令第三百十七号）	本則：	3条 3項
14○昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令（昭和四十二年九月三十日号外政令第三百二十二号）	本則：	2条 4項
15	本則：	2条の 2 2項
16	本則：	2条の 3 2項
17	本則：	2条の 4 3項
18	本則：	10条の 4 2項
19○裁判所法（昭和二十二年四月十六日法律第五十九号）	改正附則：	3項 附 則〔平成一六年一二月一〇日法律第一六三号〕
20	改正附則：	4項 附 則〔平成二二年一二月三日法律第六四号〕
21○裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十五号）	標題（題名）：	
22	公布文：	
23	附則：	16条 1項
24	改正附則：	2項 附 則〔昭和三三年四月二五日法律第八九号〕
25	改正附則：	2項 附 則〔昭和三四年三月三一日法律第七三号〕
26	改正附則：	2項 附 則〔昭和三五年一二月二三日法律第一五四号〕

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
27〇裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十五号）	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十六年十一月一日法律第一七八号〕	
28	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十八年二月二八日法律第八号〕	
29	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十八年十二月二〇日法律第一七六号〕	
30	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十九年十二月一七日法律第一七六号〕	
31	改正附則： 3項 附 則〔昭和三十九年十二月一七日法律第一七六号〕	
32	改正附則： 4項 附 則〔昭和三十九年十二月一七日法律第一七六号〕	
33	改正附則： 1項 附 則〔昭和四〇年十二月二七日法律第一五〇号〕	
34	改正附則： 2項 附 則〔昭和四〇年十二月二七日法律第一五〇号〕	
35	改正附則： 1項 附 則〔昭和四一年十二月二一日法律第一四二号〕	
36	改正附則： 2項 附 則〔昭和四一年十二月二一日法律第一四二号〕	
37	改正附則： 1項 附 則〔昭和四二年十二月二二日法律第一四四号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
38○裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十五号）	改正附則： 1項 附 則〔昭和四三年一二月二一日法律第一〇八号〕	
39	改正附則： 2項 附 則〔昭和四三年一二月二一日法律第一〇八号〕	
40	改正附則： 1項 附 則〔昭和四四年一二月二日法律第七五号〕	
41	改正附則： 2項 附 則〔昭和四四年一二月二日法律第七五号〕	
42	改正附則： 1項 附 則〔昭和四五年一二月一七日法律第一二二二号〕	
43	改正附則： 2項 附 則〔昭和四五年一二月一七日法律第一二二二号〕	
44	改正附則： 4項 附 則〔昭和四五年一二月一七日法律第一二二二号〕	
45	改正附則： 1項 附 則〔昭和四六年一二月一七日法律第一二六号〕	
46	改正附則： 2項 附 則〔昭和四六年一二月一七日法律第一二六号〕	
47	改正附則： 1項 附 則〔昭和四七年一二月一三日法律第一二一号〕	
48	改正附則： 2項 附 則〔昭和四七年一二月一三日法律第一二一号〕	

〔用語〕 一覧印刷

題名＋発令	該当条	所在頁
49○裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十五号）	改正附則： 1項 附 則〔昭和四八年九月二六日法律第九八号〕	
50	改正附則： 2項 附 則〔昭和四八年九月二六日法律第九八号〕	
51	改正附則： 1項 附 則〔昭和四九年六月四日法律第七五号〕	
52	改正附則： 2項 附 則〔昭和四九年六月四日法律第七五号〕	
53	改正附則： 1項 附 則〔昭和四九年一二月二三日法律第一〇八号〕	
54	改正附則： 2項 附 則〔昭和四九年一二月二三日法律第一〇八号〕	
55	改正附則： 1項 附 則〔昭和五〇年一一月七日法律第七四号〕	
56	改正附則： 2項 附 則〔昭和五〇年一一月七日法律第七四号〕	
57	改正附則： 1項 附 則〔昭和五一年一一月五日法律第八〇号〕	
58	改正附則： 2項 附 則〔昭和五一年一一月五日法律第八〇号〕	
59	改正附則： 1項 附 則〔昭和五二年一二月二一日法律第九一号〕	
60	改正附則： 2項 附 則〔昭和五二年一二月二一日法律第九一号〕	

〔用語〕 一覧印刷

題名＋発令	該当条	所在頁
61○裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十五号）	改正附則： 1項 附 則〔昭和五三年一〇月二一日法律第九三 号〕	
62	改正附則： 2項 附 則〔昭和五三年一〇月二一日法律第九三 号〕	
63	改正附則： 1項 附 則〔昭和五四年一二月一二日法律第六〇 号〕	
64	改正附則： 2項 附 則〔昭和五四年一二月一二日法律第六〇 号〕	
65	改正附則： 1項 附 則〔昭和五五年一一月二九日法律第九七 号〕	
66	改正附則： 2項 附 則〔昭和五五年一一月二九日法律第九七 号〕	
67	改正附則： 2項 附 則〔昭和五六年一二月二四日法律第九九 号〕	
68	改正附則： 4項 附 則〔昭和五六年一二月二四日法律第九九 号〕	
69	改正附則： 1項 附 則〔昭和五八年一一月二九日法律第七二 号〕	
70	改正附則： 2項 附 則〔昭和五八年一一月二九日法律第七二 号〕	

〔用語〕 一覧印刷

題名＋発令	該当条	所在頁
71○裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月 日号外法律第七十五号）	改正附則： 1項 附 則〔昭和五九年一二月二二日法律第八二 号〕	
72	改正附則： 2項 附 則〔昭和五九年一二月二二日法律第八二 号〕	
73	改正附則： 2項 附 則〔昭和六〇年一二月二一日法律第一〇 〇号〕	
74	改正附則： 3項 附 則〔昭和六〇年一二月二一日法律第一〇 〇号〕	
75	改正附則： 1項 附 則〔昭和六一年一二月二二日法律第一〇 四号〕	
76	改正附則： 2項 附 則〔昭和六一年一二月二二日法律第一〇 四号〕	
77	改正附則： 1項 附 則〔昭和六二年一二月一五日法律第一一 二号〕	
78	改正附則： 2項 附 則〔昭和六二年一二月一五日法律第一一 二号〕	
79	改正附則： 1項 附 則〔昭和六三年一二月二四日法律第一〇 三号〕	
80	改正附則： 2項 附 則〔昭和六三年一二月二四日法律第一〇 三号〕	
81	改正附則： 2項 附 則〔平成元年一二月一三日法律第七六号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
82○裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十五号）	改正附則： 3項 附 則〔平成元年十二月十三日法律第七六号〕	
83	改正附則： 1項 附 則〔平成二年十二月二十六日法律第八二号〕	
84	改正附則： 2項 附 則〔平成二年十二月二十六日法律第八二号〕	
85	改正附則： 1項 附 則〔平成三年十二月二十四日法律第一〇五号〕	
86	改正附則： 2項 附 則〔平成三年十二月二十四日法律第一〇五号〕	
87	改正附則： 1項 附 則〔平成四年十二月一六日法律第九五号〕	
88	改正附則： 2項 附 則〔平成四年十二月一六日法律第九五号〕	
89	改正附則： 1項 附 則〔平成五年十一月一二日法律第八五号〕	
90	改正附則： 2項 附 則〔平成五年十一月一二日法律第八五号〕	
91	改正附則： 1項 附 則〔平成六年十一月七日法律第九二号〕	
92	改正附則： 2項 附 則〔平成六年十一月七日法律第九二号〕	
93	改正附則： 1項 附 則〔平成七年一〇月二五日法律第一一九号〕	
94	改正附則： 2項 附 則〔平成七年一〇月二五日法律第一一九号〕	

〔用語〕 一覧印刷

題名＋発令	該当条	所在頁
95○裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十五号）	改正附則： 1項 附 則〔平成八年一二月一一日法律第一一五号〕	
96	改正附則： 2項 附 則〔平成八年一二月一一日法律第一一五号〕	
97	改正附則： 2項 附 則〔平成九年一二月一〇日法律第一一五号〕	
98	改正附則： 3項 附 則〔平成九年一二月一〇日法律第一一五号〕	
99	改正附則： 1項 附 則〔平成一〇年一〇月一六日法律第一二三号〕	
100	改正附則： 2項 附 則〔平成一〇年一〇月一六日法律第一二三号〕	
101	改正附則： 2項 附 則〔平成一一年一二月二五日法律第一四四号〕	
102	改正附則： 3項 附 則〔平成一一年一二月二五日法律第一四四号〕	
103	改正附則： 2条 1項 附 則〔平成一七年一二月七日法律第一一六号〕	
104	改正附則： 1項 附 則〔平成一九年一二月三〇日法律第一二二号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
105○裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十五号）	改正附則： 2項 附 則〔平成一九年十一月三〇日法律第一二二号〕	
106	改正附則： 1条 2項 附 則〔平成二六年十一月二八日法律第一二九号〕	
107	改正附則： 2条 1項 附 則〔平成二六年十一月二八日法律第一二九号〕	
108○裁判官の初任給調整手当に関する規則（昭和四十六年三月三十一日最高裁判所規則第二号）	本則： 1条 1項	
109○裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年十二月二十五日号外最高裁判所規則第三十一号）	本則： 1条 2項	
110	改正附則： 2項 附 則〔昭和四四年一二月二日最高裁判所規則第一二二号〕	
111	改正附則： 2項 附 則〔平成一四年十一月二八日最高裁判所規則第八号〕	
112	改正附則： 2項 附 則〔平成一五年一〇月三一日最高裁判所規則第一七号〕	
113	改正附則： 2項 附 則〔平成一七年十一月七日最高裁判所規則第一三号〕	
114	改正附則： 2項 附 則〔平成二一年十一月三〇日最高裁判所規則第一一号〕	
115	改正附則： 2項 附 則〔平成二二年十一月三〇日最高裁判所規則第八号〕	

〔用語〕 一覧印刷

題名＋発令	該当条	所在頁
116○裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年十二月二十五日号外最高裁判所規則第三十一号）	改正附則： 2項 附 則〔平成二四年三月三〇日最高裁判所規則第五号〕	
117○裁判官の地域手当に関する規則（昭和四十二年十二月二十二日号外最高裁判所規則第十七号）	附則： 3項	
118	改正附則： 4項 附 則〔平成一八年三月二二日最高裁判所規則第四号抄〕	
119○沖縄の復帰に伴う裁判官の差額基本手当の支給等に関する規則（昭和四十七年五月二十二日最高裁判所規則第三号）	本則： 1条 1項	
120○裁判官特別勤務手当に関する規則（平成三年十二月二十四日号外最高裁判所規則第六号）	本則： 1条 1項	
121○裁判官の育児休業に関する規則（平成四年二月十二日最高裁判所規則第二号）	本則： 10条 1項	
122○裁判官の配偶者同行休業に関する規則（平成二十六年二月十四日最高裁判所規則第二号）	本則： 9条 1項	
123○裁判官の介護休暇に関する規則（平成六年八月十一日最高裁判所規則第七号）	本則： 4条 1項	
124○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年六月十八日号外法律第二百一十一号）	本則： 6条 4項	
125○〔旧〕司法修習生の給与に関する暫定措置規則（平成二十二年十二月九日最高裁判所規則第十一号）	本則： 1条 1項	
126	本則 見出し： 2条	
127	本則： 2条 1項	
128○〔旧〕司法修習生の給与に関する規則（昭和五十五年四月一日最高裁判所規則第二号）	本則： 2条 1項	

該当条文検索・結果出力画面 (丁)

メインメニュー

条件指定画面

結果一覧画面

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

(平成十六年六月十八日法律第百二十一号)

(弁護士職務従事職員の服務等)

第六条

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員(第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において◆裁判官の報酬等に関する法律◆(昭和二十三年法律第七十五号)別表判事補の項八号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。)は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

裁判官の育児休業に関する法律

(平成三年十二月二十四日法律第百十一号)

附則 (平成十一年一月二五日法律第一四四号)

2 この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「改正後の報酬法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

裁判官の育児休業に関する法律

(平成三年十二月二十四日法律第百十一号)

附則 (平成十一年一月二五日法律第一四四号)

3 改正後の報酬法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、改正後の報酬法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律

(昭和三十一年十二月二十日法律第百七十七号)

附則 (昭和四〇年五月二五日法律第八二号) 抄

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定)

第二条

※ 昨年度、給付者が33名(特例あり)

三 法律第百十四号附則第二条第三号に掲げる普通恩給及び扶助料又は**◆裁判官の報酬等に関する法律◆**(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

(昭和二十八年八月一日法律第百五十七号)

1

三 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後給与事由の生じた年金恩給で**◆裁判官の報酬等に関する法律◆**(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則

第十六条 **◆裁判官の報酬等に関する法律◆**等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四号)附則ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、裁判官に対する報酬の支給に当たつては、報酬月額(**◆裁判官の報酬等に関する法律◆**の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十六号)附則第二条の規定による報酬を含む。)から、当該報酬月額に次の各号に掲げる裁判官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 最高裁判所長官 百分の三十

二 最高裁判所判事及び東京高等裁判所長官 百分の二十

三 その他の高等裁判所長官 百分の十五

四 判事、一号から六号までの報酬を受ける判事補及び前条に定める報酬月額の報酬又は一号から十一号までの報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九・七七

五 七号から十二号までの報酬を受ける判事補及び十二号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の七・七七

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和三十四年三月三十一日法律第七三号)

2 昭和三十四年三月三十一日において第一条の規定による改正前の**◆裁判官の報酬等に関する法律◆**別表に掲げる一号から五号までの報酬を受ける判事(判事の報酬月額による報酬を受ける簡易裁判所判事を含む。)の同年四月一日における報酬の号は、それぞれ三号、四号、五号、六号及び七号とする。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和三十八年一二月二〇日法律第一七六号)

2 裁判官が昭和三十八年十月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和三十九年一二月一七日法律第一七六号)

2 第一条の規定による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和三十九年一二月一七日法律第一七六号)

3 昭和三十九年八月三十一日において第一条の規定による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆第十五条に定める各報酬月額又は同法別表に掲げる各号の報酬を受ける判事、判事補及び簡易裁判所判事の同年九月一日における報酬月額又は報酬の号は、次の表に定めるとおりとする。同日以後この法律の施行の日までの間に同表中欄に掲げる各報酬月額又は各号の報酬を受けるに至った判事、判事補及び簡易裁判所判事のその受けるに至った日における報酬月額又は報酬の号についても、同様である。

区分	改正前の報酬月額又は報酬の号	改正後の報酬月額又は報酬の号
判事	一七〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円
	特号	一号
	一号	三号
	二号	三号
	三号	四号
	四号	五号
	五号	六号
	六号	七号
	七号	八号
	八二、一〇〇円	一号
	七一、六〇〇円	二号
	一号	三号
	二号	四号
	三号	五号

判事補	四号	六号
	五号	七号
	六号	八号
	七号	九号
	八号	十号
	九号	十一号
	十号	十二号
簡易裁判所判事	一〇九、〇〇〇円	二号
	一〇一、六〇〇円	三号
	一号	四号
	二号	五号
	三号	六号
	四号	七号
	五号	八号
	六号	九号
	七号	十号
	八号	十一号
	九号	十二号
	十号	十三号
	十一号	十四号
	十二号	十五号
	十三号	十六号
	十四号	十七号

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和三十九年十二月一七日法律第一七六号)

4 裁判官が昭和三十九年九月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。この場合において、報酬の特別調整額は、報酬の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四一年十二月二一日法律第一四二号)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四一年一二月二一日法律第一四二号)

2 裁判官が昭和四十一年九月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四二年一二月二二日法律第一四四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「改正後の法律」という。)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四三年一二月二一日法律第一〇八号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆及び◆裁判官の報酬等に関する法律◆の一部を改正する法律の規定は、昭和四十三年七月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四三年一二月二一日法律第一〇八号)

2 裁判官が昭和四十三年七月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四四年一二月二日法律第七五号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆及び◆裁判官の報酬等に関する法律◆の一部を改正する法律の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四四年一二月二日法律第七五号)

2 裁判官が昭和四十四年六月一日以降の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四五年一二月一七日法律第一二二号)

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆第十五条及び別表の規定は、昭和四十五年五月一日(以下「切替日」という。)から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四五年一二月一七日法律第一二二号)

2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆別表(以下「改正前の別表」という。)に掲げる五号又は六号の報酬を受ける判事及び二号又は三号の報酬を受ける簡易裁判所判事の切替日における報酬の号は、切替日の前日においてその者の受ける報酬月額等を基準として、最高裁判所が定める。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四五年一二月一七日法律第一二二号)

4 裁判官が切替日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、第一条の規定による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四六年一二月一七日法律第一二六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四六年一二月一七日法律第一二六号)

2 裁判官が昭和四十六年五月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四七年十一月一三日法律第一二一号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四七年十一月一三日法律第一二一号)

2 裁判官が昭和四十七年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四八年九月二六日法律第九八号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四八年九月二六日法律第九八号)

2 裁判官が昭和四十八年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四九年一二月二三日法律第一〇八号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和四九年一二月二三日法律第一〇八号)

2 裁判官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和五〇年一二月七日法律第七四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和五〇年一二月七日法律第七四号)

2 裁判官が昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和五一年一二月五日法律第八〇号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則（昭和五一年一一月五日法律第八〇号）

2 裁判官が昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（昭和五二年一二月二一日法律第九一号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（昭和五二年一二月二一日法律第九一号）

2 裁判官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（昭和五三年一〇月二一日法律第九三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（昭和五三年一〇月二一日法律第九三号）

2 判事補及び簡易裁判所判事（◆裁判官の報酬等に関する法律◆第十五条に定める報酬月額又は同法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける者を除く。）が昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（昭和五四年一二月一二日法律第六〇号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆（以下「新法」という。）別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第十五条、別表東京高等裁判所長官、その他の高等裁判所長官及び判事の項並びに別表簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（昭和五四年一二月一二日法律第六〇号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（昭和五五年一二月二九日法律第九七号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆（以下「新法」という。）別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は昭和五十五年四月一日から、新法第十五条、別表東京高等裁判所長官、その他の高等裁判所長官及び判事の項並びに別表簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（昭和五五年一二月二九日法律第九七号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（昭和五六年一二月二四日法律第九九号）

2 この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆（以下「新法」という。）別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和五六年一二月二四日法律第九九号)

4 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和五八年一二月二九日法律第七二号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和五八年一二月二九日法律第七二号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和五九年一二月二二日法律第八二号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和五九年一二月二二日法律第八二号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和六〇年一二月二一日法律第一〇〇号)

2 この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)第十五条及び別表の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和六〇年一二月二一日法律第一〇〇号)

3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和六一年一二月二二日法律第一〇四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和六一年一二月二二日法律第一〇四号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和六二年一二月一五日法律第一一二号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和六二年一二月一五日法律第一一二号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和六三年一二月二四日法律第一〇三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (昭和六三年一二月二四日法律第一〇三号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成元年一二月一三日法律第七六号)

2 この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)第十五条及び別表の規定は、平成元年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成元年一二月一三日法律第七六号)

3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則（平成二年一二月二六日法律第八二号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆（以下「新法」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成二年一二月二六日法律第八二号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成三年一二月二四日法律第一〇五号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆（以下「新法」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成三年一二月二四日法律第一〇五号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成四年一二月一六日法律第九五号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆（以下「新法」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成四年一二月一六日法律第九五号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成五年十一月二日法律第八五号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、平成五年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成五年十一月二日法律第八五号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成六年十一月七日法律第九二号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成六年十一月七日法律第九二号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成七年一〇月二五日法律第一一九号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆（以下「新法」という。）の規定は、平成七年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成七年一〇月二五日法律第一一九号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成八年一二月一一日法律第一一五号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆（以下「新法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成八年一二月一一日法律第一一五号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成九年一二月一〇日法律第一一五号）

2 この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆（以下「新法」という。）別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は、平成九年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十五号）

附則（平成九年一二月一〇日法律第一一五号）

3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一二三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一二三号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成一一年一二月二五日法律第一四四号)

2 この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「改正後の報酬法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成一一年一二月二五日法律第一四四号)

3 改正後の報酬法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、改正後の報酬法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成一七年一二月七日法律第一一六号) 抄

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(次項において「一部施行日」という。)の前日から引き続き裁判官である者で、その受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額(◆裁判官の報酬等に関する法律◆等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第四号)の施行の日において次の各号に掲げる裁判官である者にあつては、当該報酬月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。)に達しないこととなるものには、平成二十六年三月三十一日までの間において、その受ける報酬月額が基準額に達するまでの間(最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間)、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

一 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事及び◆裁判官の報酬等に関する法律◆第十五条に定める報酬月額の報酬又は同法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十八・九四

二 ◆裁判官の報酬等に関する法律◆別表判事補の項一号から十一号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び同表簡易裁判所判事の項五号から十六号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十九・一

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成一七年十一月七日法律第一一六号) 抄

(経過措置)

第二条

一 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事及び◆裁判官の報酬等に関する法律◆第十五条に定める報酬月額の報酬又は同法別表簡易裁判所判事の項一号から四号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十八・九四

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成一七年十一月七日法律第一一六号) 抄

(経過措置)

第二条

二 ◆裁判官の報酬等に関する法律◆別表判事補の項一号から十一号までの報酬月額の報酬を受ける判事補及び同表簡易裁判所判事の項五号から十六号までの報酬月額の報酬を受ける簡易裁判所判事 百分の九十九・一

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成一九年十一月三〇日法律第一二二号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成一九年十一月三〇日法律第一二二号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成二六年十一月二八日法律第一二九号)

(施行期日等)

第一条

2 第一条の規定による改正後の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(次条において「新法」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

裁判官の報酬等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十五号)

附則 (平成二六年十一月二八日法律第一二九号)

(給与の内払)

第二条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

裁判所法

(昭和二十二年四月十六日法律第五十九号)

附則 (平成二二年一月三日法律第六四号)

4 新裁判所法附則第四項後段の規定により読み替えて適用する裁判所法第六十七条第二項の規定による給与については、裁判所法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百六十三号)附則第三項による改正前の◆裁判官の報酬等に関する法律◆(昭和二十三年法律第七十五号)第十四条ただし書に規定する給与の例による。

恩給法

(大正十二年四月十四日法律第四十八号)

附則（昭和二五年五月一六日法律第一八四号）

（恩給年額の改定）

2

三 昭和二十二年五月三日から昭和二十三年六月三十日まで給与事由の生じた恩給で旧裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）若しくは◆裁判官の報酬等に関する法律◆（昭和二十三年法律第七十五号）の規定による俸給を受けた裁判官又はこれらの者の遺族に係るものについては、その年額計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

恩給法

（大正十二年四月十四日法律第四十八号）

附則（昭和二六年一二月一五日法律第三〇六号）

3

三 昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で法律第八十七号附則第十一项第三号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で◆裁判官の報酬等に関する法律◆（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

恩給法

（大正十二年四月十四日法律第四十八号）

附則（昭和三三年五月一日法律第一二四号）抄

（文官等の恩給年額の改定）

第四条

三 法律第百五十七号第一項第三号に掲げるもの又は◆裁判官の報酬等に関する法律◆（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者で昭和二十七年十一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

恩給法

（大正十二年四月十四日法律第四十八号）

附則（昭和四〇年五月二五日法律第八二号）抄

（昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定）

第二条

三 法律第百十四号附則第二条第三号に掲げる普通恩給及び扶助料又は◆裁判官の報酬等に関する法律◆(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

[メインメニュー](#)[条件指定画面](#)[結果一覧画面](#)

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
検索用語 : 検察官の俸給等に関する法律 法令区分 : すべて 法令構造 : すべて 公布年月日 : なし 施行区分 : すべて	※形式的には該当するものの、影響がないことが明白な場合は除外している。	
1〇独立行政法人通則法（平成十一年七月十六日号外法律第百三十三号）	本則： 59条	3項
2〇国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第百二十号）	改正附則： 26条	1項
	附 則〔昭和四〇年五月一八日法律第六九号〕	
3〇国と民間企業との間の人事交流（人事院規則二一一〇）（平成二十六年五月二十九日号外人事院規則二一一〇一六）	本則： 2条	2項
4	本則： 31条	1項
5〇法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年五月九日号外法律第四十号）	本則： 7条	3項
6	本則： 13条	3項
7	改正附則： 7条	1項
	附 則〔平成二一年五月二九日法律第四一〇号抄〕	
8〇法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年十二月二十五日号外政令第五百四十六号）	本則： 4条	2項
9	本則： 7条	1項
10〇人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年二月十日総理府令第三号）	本則： 3条	1項
11〇一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年四月三日号外法律第九十五号）	改正附則： 7条	
	附 則〔平成一八年一一月一七日法律第一〇一号〕	
12	改正附則： 7条	1項
	附 則〔平成一八年一一月一七日法律第一〇一号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
13○国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年六月八日法律第二百号）	改正附則： 4項 附 則〔昭和三十九年七月二日法律第一三三号〕	
14○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年八月二十五日政令第二百十五号）	別表：	
15	別表：	
16○職員の災害補償（昭和四十八年十一月一日号外人事院規則一六一〇）	本則： 11条 1項	
17	本則： 45条 2項	
18○国家公務員倫理法（平成十一年八月十三日号外法律第二百二十九号）	本則： 2条 2項	
19○職員の退職管理に関する政令（平成二十年十二月二十五日号外政令第三百八十九号）	本則： 27条 1項	
20○国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年十二月十七日号外法律第百十七号）	本則： 5条 2項	
21○職員の国際機関等への派遣（昭和四十五年十二月二十五日人事院規則一八一〇）	本則： 8条の 2 2項	
22○恩給法（大正十二年四月十四日法律第四十八号）	改正附則： 2項 附 則〔昭和二五年五月一六日法律第一八四号〕	
23	改正附則： 3項 附 則〔昭和二六年一二月一五日法律第三〇六号〕	
24	改正附則： 4条 1項 附 則〔昭和三三年五月一日法律第一二四号〕	
25	改正附則： 2条 1項 附 則〔昭和四〇年五月二五日法律第八二号〕	
26○昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律（昭和二十八年八月一日号外法律第百五十七号）	本則： 1項	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
27○旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年十二月二十日法律第百七十七号）	改正附則： 4条 1項 附 則〔昭和三十三年五月一日法律第一二四号抄〕	
28○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年六月三十日号外政令第二百七号）	本則： 5条 3項	
29○昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律施行令（昭和四十年九月三十日政令第三百十七号）	本則： 3条 3項	
30○昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令（昭和四十二年九月三十日号外政令第三百二十二号）	本則： 2条 4項	
31	本則： 2条の 2 2項	
32	本則： 2条の 3 2項	
33	本則： 2条の 4 3項	
34	本則： 10条の 4 2項	
35○判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年六月十八日号外法律第二百一十一号）	本則： 6条 4項	
36○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十六号）	標題（題名）：	
37	公布文：	
38	附則： 10条 1項	
39	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十三年四月二五日法律第九〇号〕	
40	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十四年三月三一日法律第七四号〕	
41	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十五年一二月二三日法律第一五五号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
42○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十六号）	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十六年十一月一日法律第一七九号〕	
43	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十八年二月二八日法律第九号〕	
44	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十八年二月二〇日法律第一七七号〕	
45	改正附則： 3項 附 則〔昭和三十八年二月二〇日法律第一七七号〕	
46	改正附則： 2項 附 則〔昭和三十九年二月一七日法律第一七七号〕	
47	改正附則： 3項 附 則〔昭和三十九年二月一七日法律第一七七号〕	
48	改正附則： 4項 附 則〔昭和三十九年二月一七日法律第一七七号〕	
49	改正附則： 1項 附 則〔昭和四〇年二月二七日法律第一五一号〕	
50	改正附則： 2項 附 則〔昭和四〇年二月二七日法律第一五一号〕	
51	改正附則： 1項 附 則〔昭和四一年二月二一日法律第一四三号〕	
52	改正附則： 2項 附 則〔昭和四一年二月二一日法律第一四三号〕	

[用語] 一覧印刷

題名＋発令	該当条	所在頁
53○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十六号）	改正附則： 1項 附 則〔昭和四二年一二月二二日法律第一四五号〕	
54	改正附則： 1項 附 則〔昭和四三年一二月二一日法律第一〇九号〕	
55	改正附則： 2項 附 則〔昭和四三年一二月二一日法律第一〇九号〕	
56	改正附則： 1項 附 則〔昭和四四年一二月二日法律第七六号〕	
57	改正附則： 2項 附 則〔昭和四四年一二月二日法律第七六号〕	
58	改正附則： 1項 附 則〔昭和四五年一二月一七日法律第一二三号〕	
59	改正附則： 2項 附 則〔昭和四五年一二月一七日法律第一二三号〕	
60	改正附則： 4項 附 則〔昭和四五年一二月一七日法律第一二三号〕	
61	改正附則： 1項 附 則〔昭和四六年一二月一七日法律第一二七号〕	
62	改正附則： 2項 附 則〔昭和四六年一二月一七日法律第一二七号〕	
63	改正附則： 1項 附 則〔昭和四七年一二月一三日法律第一二二号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
64○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十六号）	改正附則： 2項 附 則〔昭和四七年一二月一三日法律第一二二号〕	
65	改正附則： 1項 附 則〔昭和四八年九月二六日法律第九九号〕	
66	改正附則： 2項 附 則〔昭和四八年九月二六日法律第九九号〕	
67	改正附則： 1項 附 則〔昭和四九年六月四日法律第七六号〕	
68	改正附則： 2項 附 則〔昭和四九年六月四日法律第七六号〕	
69	改正附則： 1項 附 則〔昭和四九年一二月二三日法律第一〇九号〕	
70	改正附則： 2項 附 則〔昭和四九年一二月二三日法律第一〇九号〕	
71	改正附則： 1項 附 則〔昭和五〇年一二月七日法律第七五号〕	
72	改正附則： 2項 附 則〔昭和五〇年一二月七日法律第七五号〕	
73	改正附則： 1項 附 則〔昭和五一年一二月五日法律第八一号〕	
74	改正附則： 2項 附 則〔昭和五一年一二月五日法律第八一号〕	
75	改正附則： 1項 附 則〔昭和五二年一二月二一日法律第九二二号〕	

〔用語〕 一覧印刷

題名＋発令	該当条	所在頁
76○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十六号）	改正附則： 2項 附 則〔昭和五二年一二月二一日法律第九二号〕	
77	改正附則： 1項 附 則〔昭和五三年一〇月二一日法律第九四号〕	
78	改正附則： 2項 附 則〔昭和五三年一〇月二一日法律第九四号〕	
79	改正附則： 1項 附 則〔昭和五四年一二月一二日法律第六一号〕	
80	改正附則： 2項 附 則〔昭和五四年一二月一二日法律第六一号〕	
81	改正附則： 1項 附 則〔昭和五五年一一月二九日法律第九八号〕	
82	改正附則： 2項 附 則〔昭和五五年一一月二九日法律第九八号〕	
83	改正附則： 2項 附 則〔昭和五六年一二月二四日法律第一〇〇号〕	
84	改正附則： 4項 附 則〔昭和五六年一二月二四日法律第一〇〇号〕	
85	改正附則： 1項 附 則〔昭和五八年一一月二九日法律第七三号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
86○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十六号）	改正附則： 2項 附 則〔昭和五八年一一月二九日法律第七三 号〕	
87	改正附則： 1項 附 則〔昭和五九年一二月二二日法律第八三 号〕	
88	改正附則： 2項 附 則〔昭和五九年一二月二二日法律第八三 号〕	
89	改正附則： 2項 附 則〔昭和六〇年一二月二一日法律第一〇 一号〕	
90	改正附則： 3項 附 則〔昭和六〇年一二月二一日法律第一〇 一号〕	
91	改正附則： 1項 附 則〔昭和六一年一二月二二日法律第一〇 五号〕	
92	改正附則： 2項 附 則〔昭和六一年一二月二二日法律第一〇 五号〕	
93	改正附則： 1項 附 則〔昭和六二年一二月一五日法律第一一 三号〕	
94	改正附則： 2項 附 則〔昭和六二年一二月一五日法律第一一 三号〕	
95	改正附則： 1項 附 則〔昭和六三年一二月二四日法律第一〇 四号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
96○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十六号）	改正附則： 2項 附 則〔昭和六三年一二月二四日法律第一〇四号〕	
97	改正附則： 2項 附 則〔平成元年一二月一三日法律第七七号〕	
98	改正附則： 3項 附 則〔平成元年一二月一三日法律第七七号〕	
99	改正附則： 1項 附 則〔平成二年一二月二六日法律第八三号〕	
100	改正附則： 2項 附 則〔平成二年一二月二六日法律第八三号〕	
101	改正附則： 1項 附 則〔平成三年一二月二四日法律第一〇六号〕	
102	改正附則： 2項 附 則〔平成三年一二月二四日法律第一〇六号〕	
103	改正附則： 1項 附 則〔平成四年一二月一六日法律第九六号〕	
104	改正附則： 2項 附 則〔平成四年一二月一六日法律第九六号〕	
105	改正附則： 1項 附 則〔平成五年一二月一二日法律第八六号〕	
106	改正附則： 2項 附 則〔平成五年一二月一二日法律第八六号〕	
107	改正附則： 1項 附 則〔平成六年一二月七日法律第九三号〕	
108	改正附則： 2項 附 則〔平成六年一二月七日法律第九三号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
109○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十六号）	改正附則： 1項 附 則〔平成七年一〇月二五日法律第一二〇号〕	
110	改正附則： 2項 附 則〔平成七年一〇月二五日法律第一二〇号〕	
111	改正附則： 1項 附 則〔平成八年一二月一一日法律第一一六号〕	
112	改正附則： 2項 附 則〔平成八年一二月一一日法律第一一六号〕	
113	改正附則： 2項 附 則〔平成九年一二月一〇日法律第一一六号〕	
114	改正附則： 3項 附 則〔平成九年一二月一〇日法律第一一六号〕	
115	改正附則： 1項 附 則〔平成一〇年一〇月一六日法律第一二四号〕	
116	改正附則： 2項 附 則〔平成一〇年一〇月一六日法律第一二四号〕	
117	改正附則： 1項 附 則〔平成一一年一二月二五日法律第一四五号〕	
118	改正附則： 2項 附 則〔平成一一年一二月二五日法律第一四五号〕	

[用語] 一覧印刷

題名＋発令	該当条	所在頁
119○検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年七月一日号外法律第七十六号）	改正附則： 2条 1項 附 則〔平成一七年一一月七日法律第一一八号〕	
120	改正附則： 3条 1項 附 則〔平成一七年一一月七日法律第一一八号〕	
121	改正附則： 3条 3項 附 則〔平成一七年一一月七日法律第一一八号〕	
122	改正附則： 1項 附 則〔平成一九年一一月三〇日法律第一二三号〕	
123	改正附則： 2項 附 則〔平成一九年一一月三〇日法律第一二三号〕	
124	改正附則： 2条 1項 附 則〔平成二四年二月二九日法律第五号〕	
125	改正附則： 3条 1項 附 則〔平成二四年二月二九日法律第五号〕	
126	改正附則： 4条 1項 附 則〔平成二四年二月二九日法律第五号〕	
127	改正附則： 1条 2項 附 則〔平成二六年一一月二八日法律第一三〇号〕	
128	改正附則： 2条 1項 附 則〔平成二六年一一月二八日法律第一三〇号〕	
129	改正附則： 3条 3項 附 則〔平成二六年一一月二八日法律第一三〇号〕	

[用語] 一覧印刷

題名+発令	該当条	所在頁
130○国際刑事裁判所に関するローマ規程（平成十九年七月二十日 号外条約第六号）	本則 条文（項、号など含む）	

該当条文検索・結果出力画面 (P)

[メインメニュー](#)[条件指定画面](#)[結果一覧画面](#)

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

(平成二十七年六月三日法律第三十三号)

(派遣期間中の給与等)

第十九条

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

(平成二十七年六月三日法律第三十三号)

(防衛省の職員への準用等)

第二十七条 第十六条から前条までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。)の派遣について準用する。この場合において、第十六条第一項中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者」と、同条第二項、第十七条第三項、第十八条第二項、第二十五条第一項及び前条(見出しを含む。)中「人事院規則」とあり、並びに第十九条第三項中「人事院規則(派遣職員が◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「政令」と、第十七条第八項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、第十九条第二項ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、営外手当」と、第二十三条中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第二十五条第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

(平成二十七年六月三日法律第三十四号)

(派遣期間中の給与等)

第六条

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法

(平成二十七年六月三日法律第三十四号)

(防衛省の職員への準用等)

第十四条 第三条から前条までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。)の派遣について準用する。この場合において、第三条第一項中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者」と、同条第二項、第四条第三項、第五条第二項、第十二条第一項及び前条(見出しを含む。)中「人事院規則」とあり、並びに第六条第三項中「人事院規則(派遣職員が **◆検察官の俸給等に関する法律◆**(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「政令」と、第四条第八項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、第六条第二項ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、営外手当」と、第十条中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十二条第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律

(平成十六年六月十八日法律第百二十一号)

(弁護士職務従事職員の服務等)

第六条

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員(第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)別表判事補の項八号の報酬月額以上の報酬又は **◆検察官の俸給等に関する法律◆**(昭和二十三年法律第七十六号)別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。)は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

(平成十五年五月九日法律第四十号)

(派遣期間中の検察官等の給与等)

第七条

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(第四条第三項の規定により派遣された検察官等が **◆検察官の俸給等に関する法律◆**(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

(平成十五年五月九日法律第四十号)

(派遣期間中の給与等)

第十三条

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が◆検察官の俸給等に関する法律◆の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

(平成十五年五月九日法律第四十号)

附則 (平成二十一年五月二九日法律第四一号) 抄

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣されている検察官への前条第五号の規定による改正後の同法第十三条第二項ただし書に規定する俸給及び手当の支給額については、同項ただし書に規定する割合にかかわらず、部内の他の職員との権衡上必要と認められる限度において、◆検察官の俸給等に関する法律◆第三条第一項に規定する準則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

独立行政法人通則法

(平成十一年七月十六日法律第百三号)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則(派遣職員が◆検察官の俸給等に関する法律◆(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人は」と、「同法」とあるのは「国家公務員災害補償法」とする。

国家公務員倫理法

(平成十一年八月十三日法律第百二十九号)

(定義等)

第二条

2

四 ◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号。以下「**検察官俸給法**」という。)の適用を受ける職員であつて、次に掲げるものイ 検事総長、次長検事及び検事長ロ 検察官俸給法別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受ける検事ハ 検察官俸給法別表副検事の項十一号の俸給月額以上の俸給を受ける副検事

国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

(昭和四十五年十二月十七日法律第百十七号)

(派遣職員の給与)

第五条

2 前項の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律

※旧戦後、被爆者に対する恩給あり

(昭和三十一年十二月二十日法律第百七十七号)

附則(昭和四〇年五月二五日法律第八二号)抄

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定)

第二条

三 法律第百十四号附則第二条第三号に掲げる普通恩給及び扶助料又は裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

(昭和二十八年八月一日法律第百五十七号)

1

三 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後給与事由の生じた年金恩給で裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第百五十五号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則

第十条 ◆**検察官の俸給等に関する法律**◆等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、検察官に対する俸給の支給に当たっては、俸給月額(◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十八号)附則第三条の規定による俸給を含む。)から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 検事総長 百分の二十

二 東京高等検察庁検事長 百分の十五

三 次長検事及びその他の検事長 百分の十

四 一号から十四号までの俸給を受ける検事及び前条に定める俸給月額の俸給又は一号から九号までの俸給を受ける副検事 百分の九・七七

五 十五号から二十号までの俸給を受ける検事及び十号から十六号までの俸給を受ける副検事 百分の七・七七

六 十七号の俸給を受ける副検事 百分の四・七七

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和三十四年三月三十一日法律第七四号)

2 昭和三十四年三月三十一日において第一条の規定による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆第九条に定める俸給月額の俸給を受ける検事は、同年四月一日において別表に掲げる三号の俸給を受けるものとし、同年三月三十一日において第一条の規定による改正前の同法別表に展げる一号から十六号までの俸給を受ける検事の同年四月一日における俸給の号は、それぞれ四号、五号、六号、七号、八号、九号、十号、十一号、十二号、十三号、十四号、十五号、十六号、十七号、十八号及び十九号とする。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和三十八年一二月二〇日法律第一七七号) 抄

2 検察官が昭和三十八年十月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和三十九年一二月一七日法律第一七七号)

2 第一条の規定による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和三十九年九月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和三十九年一月一七日法律第一七七号)

3 昭和三十九年八月三十一日において第一条の規定による改正前の◆検察官の俸給等に関する法律◆第九条に定める各俸給月額又は各号の俸給を受ける検事及び副検事の同年九月一日における俸給の号は、次の表に定めるとおりとする。同日以後この法律の施行の日までの間に同表中欄に掲げる各俸給月額又は各号の俸給を受けるに至った検事及び副検事のその受けるに至った日における俸給の号についても、同様である。

区分	改正前の俸給月額又は俸給の号	改正後の俸給月額又は俸給の号
検事	特号	一号
	一号	三号
	二号	三号
	三号	四号
	四号	五号
	五号	六号
	六号	七号
	七号	八号
	八号	九号
	九号	十号
	十号	十一号
	十一号	十二号
	十二号	十三号
	十三号	十四号
	十四号	十五号
	十五号	十六号
	十六号	十七号
	十七号	十八号
	十八号	十九号
	十九号	二十号
副検事	八二、一〇〇円	三号
	七一、六〇〇円	四号
	一号	五号
	二号	六号
	三号	七号
	四号	八号
	五号	九号
	六号	十号
	七号	十一号
	八号	十二号

九号	十三号
十号	十四号
十一号	十五号
十二号	十六号

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和三十九年十二月一七日法律第一七七号)

4 検察官が昭和三十九年九月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の◆検察官の俸給等に関する法律◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。この場合において、俸給の特別調整額は、俸給の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和四十一年十二月二日法律第一四三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の◆検察官の俸給等に関する法律◆の規定は、昭和四十一年九月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和四十一年十二月二日法律第一四三号)

2 検察官が昭和四十一年九月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、改正後の◆検察官の俸給等に関する法律◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和四十二年十二月二日法律第一四五号)

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の◆検察官の俸給等に関する法律◆(以下「改正後の法律」という。)の規定は、昭和四十二年八月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則（昭和四三年一二月二一日法律第一〇九号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆及び◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の一部を改正する法律の規定は、昭和四十三年七月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四三年一二月二一日法律第一〇九号）

2 検察官が昭和四十三年七月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四四年一二月二日法律第七六号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆及び◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の一部を改正する法律の規定は、昭和四十四年六月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四四年一二月二日法律第七六号）

2 検察官が昭和四十四年六月一日以降の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四五年一二月一七日法律第一二三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和四十五年五月一日（以下「切替日」という。）から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四五年一二月一七日法律第一二三号）

2 切替日の前日において第一条の規定による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆別表（以下「改正前の別表」という。）に掲げる五号又は六号の俸給を受ける検事の切替日における俸給の号は、切替日の前日においてその者の受ける俸給月額等を基準として、法務大臣が内閣総理大臣と協議して定める。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四五年一二月一七日法律第一二三号）

4 検察官が切替日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、第一条の規定による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四六年一二月一七日法律第一二七号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和四十六年五月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四六年一二月一七日法律第一二七号）

2 検察官が昭和四十六年五月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四七年一二月一三日法律第一二二号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和四七年一二月一三日法律第一二二号）

2 検察官が昭和四十七年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和四十八年九月二六日法律第九九号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和四十八年九月二六日法律第九九号)

2 検察官が昭和四十八年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和四十九年一二月二三日法律第一〇九号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和四十九年一二月二三日法律第一〇九号)

2 検察官が昭和四十九年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五〇年一一月七日法律第七五号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五〇年十一月七日法律第七五号)

2 検察官が昭和五十年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五一年十一月五日法律第八一号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五一年十一月五日法律第八一号)

2 検察官が昭和五十一年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五二年一月二日法律第九二号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五二年一月二日法律第九二号)

2 検察官が昭和五十二年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法

律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五三年一〇月二一日法律第九四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五三年一〇月二一日法律第九四号)

2 検事(◆**検察官の俸給等に関する法律**◆別表検事の項一号から八号までの俸給月額俸給を受ける者を除く。)及び副検事(同法第九条に定める俸給月額又は同法別表副検事の項一号の俸給月額俸給を受ける者を除く。)が昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五四年一二月一二日法律第六一号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(以下「新法」という。)別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五四年一二月一二日法律第六一号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則（昭和五五年十一月二十九日法律第九八号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十五年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和五五年十一月二十九日法律第九八号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和五六年一月二四日法律第一〇〇号）

2 この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和五六年一月二四日法律第一〇〇号）

4 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（昭和五八年十一月二十九日法律第七三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五八年十一月二十九日法律第七三号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆検察官の俸給等に関する法律◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五九年十二月二十二日法律第八三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆検察官の俸給等に関する法律◆(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和五九年十二月二十二日法律第八三号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆検察官の俸給等に関する法律◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和六〇年十二月二一日法律第一〇一号)

2 この法律による改正後の◆検察官の俸給等に関する法律◆(以下「新法」という。)第九条及び別表の規定は、昭和六十年七月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和六〇年十二月二一日法律第一〇一号)

3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆検察官の俸給等に関する法律◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和六一年一二月二二日法律第一〇五号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和六一年一二月二二日法律第一〇五号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和六二年一二月一五日法律第一一三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和六二年一二月一五日法律第一一三号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (昭和六三年一二月二四日法律第一〇四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(以下「新法」という。)の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則（昭和六三年一二月二四日法律第一〇四号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成元年一二月一三日法律第七七号）

2 この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）第九条及び別表の規定は、平成元年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成元年一二月一三日法律第七七号）

3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成二年一二月二六日法律第八三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）の規定は、平成二年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成二年一二月二六日法律第八三号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成三年一二月二四日法律第一〇六号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）の規定は、平成三年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成三年一二月二四日法律第一〇六号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成四年一二月一六日法律第九六号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成四年一二月一六日法律第九六号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成五年一二月一六日法律第八六号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成五年一二月一六日法律第八六号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成六年十一月七日法律第九三号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(以下「新法」という。)の規定は、平成六年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成六年十一月七日法律第九三号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成七年一〇月二五日法律第一二〇号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(以下「新法」という。)の規定は、平成七年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成七年一〇月二五日法律第一二〇号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成八年一二月一一日法律第一一六号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）の規定は、平成八年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成八年一二月一一日法律第一一六号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成九年一二月一〇日法律第一一六号）

2 この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は、平成九年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成九年一二月一〇日法律第一一六号）

3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成一〇年一〇月一六日法律第一二四号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成一〇年一〇月一六日法律第一二四号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成十一年十一月二五日法律第一四五号)

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(以下「新法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成十一年十一月二五日法律第一四五号)

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成一七年十一月七日法律第一一八号) 抄

(副検事の俸給の号の切替え)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日から引き続き副検事である者で、同日において第二条の規定による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆別表(以下この条において「改正前の別表」という。)副検事の項二号から十六号までの俸給月額(以下この条において「旧俸給月額」という。)の俸給を受けていたものの一部施行日における俸給月額は、次の表の旧号欄に掲げる旧俸給月額に係る改正前の別表副検事の項の号に対応する次の表の新号欄に掲げる第二条の規定による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆別表副検事の項の号の俸給月額とする。

旧号	新号
二号	三号
三号	四号
四号	五号
五号	六号
六号	七号
七号	八号
八号	九号
九号	十号

十号	十一号
十一号	十二号
十二号	十三号
十三号	十四号
十四号	十五号
十五号	十六号
十六号	十七号

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成一七年十一月七日法律第一一八号) 抄

(経過措置)

第三条 一部施行日の前日から引き続き検察官である者で、その受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(◆検察官の俸給等に関する法律◆等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第五号)の施行の日において次の各号に掲げる検察官である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。以下この項において「基準額」という。)に達しないこととなるものには、平成二十六年三月三十一日までの間において、その受ける俸給月額が基準額に達するまでの間(検事総長及び東京高等検察庁検事長にあつては、平成二十二年三月三十一日までの間)、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

一 検事総長、次長検事、検事長、◆検察官の俸給等に関する法律◆別表検事の項一号から八号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同法第九条に定める俸給月額の俸給又は同表副検事の項一号若しくは二号の俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十八・九四

二 ◆検察官の俸給等に関する法律◆別表検事の項九号から十九号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同表副検事の項三号から十四号までの俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十九・一

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成一七年十一月七日法律第一一八号) 抄

(経過措置)

第三条

一 検事総長、次長検事、検事長、◆検察官の俸給等に関する法律◆別表検事の項一号から八号までの俸給月額の俸給を受ける検事及び同法第九条に定める俸給月額の俸給又は同表副検事の項一号若しくは二号の俸給月額の俸給を受ける副検事 百分の九十八・九四

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則（平成一七年十一月七日法律第一一八号）抄

（経過措置）

第三条

二 ◆**検察官の俸給等に関する法律**◆別表検事の項九号から十九号までの俸給月額俸給を受ける検事及び同表副検事の項三号から十四号までの俸給月額俸給を受ける副検事 百分の九十九・一

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成一七年十一月七日法律第一一八号）抄

（経過措置）

第三条

3 次長検事又は検事長（東京高等検察庁検事長を除く。）で、前二項の規定による俸給を支給されるものには、◆**検察官の俸給等に関する法律**◆第一条第一項の規定によりその例によることとされる特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十四号）附則第五条の規定にかかわらず、平成二十二年三月三十一日までの間、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成一九年十一月三〇日法律第一二三号）

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆（以下「新法」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成一九年十一月三〇日法律第一二三号）

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

（昭和二十三年七月一日法律第七十六号）

附則（平成二四年二月二九日法律第五号）

(検察官の平均給与額に関する国家公務員災害補償法の適用の特例)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(次条及び附則第四条において「特例期間」という。)においては、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第四条第四項の規定に基づき計算される検察官の平均給与額は、同項及び同項の人事院規則の規定にかかわらず、当該人事院規則において検察官に対して現実に支給された給与の額を基礎として計算することとされている場合を除き、◆**検察官の俸給等に関する法律**◆第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)第九条第二項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた給与の額を基礎として当該人事院規則の規定の例により計算した額とする。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成二四年二月二九日法律第五号)

(検察官の給与に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律の適用の特例)

第三条 特例期間においては、検察官の給与に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条第一項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額(これらの給与のうち、◆**検察官の俸給等に関する法律**◆第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)第九条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成二四年二月二九日法律第五号)

(検察官の給与に関する法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の適用の特例)

第四条 特例期間においては、検察官の給与に関する法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第七条第二項及び第十三条第二項ただし書の規定の適用については、同法第七条第二項中「同法第十九条」とあるのは「◆**検察官の俸給等に関する法律**◆第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成二十四年法律第二号)第九条第三項」と、同法第十三条第二項ただし書中「期末手当」とあるのは「期末手当の額(これらの給与のうち、◆**検察官の俸給等に関する法律**◆第十条第一項及び同法第一条第一項の規定によりその例によることとされる国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律第九条第二項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。)」とする。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成二六年十一月二八日法律第一三〇号)

(施行期日等)

第一条

2 第一条の規定による改正後の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(次条において「新法」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成二六年十一月二八日法律第一三〇号)

(給与の内払)

第二条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の◆**検察官の俸給等に関する法律**◆の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

検察官の俸給等に関する法律

(昭和二十三年七月一日法律第七十六号)

附則 (平成二六年十一月二八日法律第一三〇号)

(経過措置)

第三条

3 次長検事又は検事長(東京高等検察庁検事長を除く。)で、前二項の規定による俸給を支給されるものには、◆**検察官の俸給等に関する法律**◆第一条第一項の規定によりその例によることとされる特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第百六号)附則第五条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

恩給法

(大正十二年四月十四日法律第四十八号)

附則 (昭和二六年一月一五日法律第三〇六号)

3

三 昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で法律第八十七号附則第十一項第三号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十六年一月一日以後に給与事由の生じた恩給で裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ

対応する附則別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

恩給法

(大正十二年四月十四日法律第四十八号)

附則 (昭和三三年五月一日法律第一二四号) 抄

(文官等の恩給年額の改定)

第四条

三 法律第百五十七号第一項第三号に掲げるもの又は裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十七年十一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する年金恩給については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

恩給法

(大正十二年四月十四日法律第四十八号)

附則 (昭和四〇年五月二五日法律第八二号) 抄

(昭和三十五年三月三十一日以前に給与事由の生じた文官等の恩給年額の改定)

第二条

三 法律第百十四号附則第二条第三号に掲げる普通恩給及び扶助料又は裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)若しくは◆**検察官の俸給等に関する法律**◆(昭和二十三年法律第七十六号)の規定による俸給を受けた者で昭和二十九年一月一日以後に退職し、若しくは死亡したもの若しくはその遺族に給する普通恩給及び扶助料については、その年額の計算の基礎となつている俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法及び法律第百五十五号附則の規定によつて算出して得た年額

[メインメニュー](#)[条件指定画面](#)[結果一覧画面](#)